

**諮詢第153号の答申
木材統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮詢第153号による木材統計調査（令和4年1月以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和3年5月14日付け3統計第286号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「木材統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

ア 調査系統・調査方法の変更

本調査に係る調査票の配布及び取集に伴う一連の業務については、これまで地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）を経由して行われてきたが、本申請では、令和4年1月以降に実施する調査から、民間事業者を活用する計画である。

これについては、

- ① 民間事業者の活用により、農林水産省の職員（以下「職員」という。）の事務負担が軽減されるとともに、職員のリソースを、統計調査の企画・設計・分析等に重点化することが可能となるなどの効果が期待できること
- ② 民間事業者を活用するに当たり、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等について、下表のとおり措置することが予定されていることから、適当である。

表 本調査の業務を民間委託するに当たって予定されている措置

留意点	予定されている措置
1 統計の結果精度の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間事業者から、定期的に業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行う。 ② 地方農政局等を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに民間事業者における創意工夫を活用し、回収率の維持・向上に努める。 ③ 職員が取集された調査票に係る審査実施状況（履歴）を確認した上で、必

	<p>要に応じて民間事業者に対する疑義照会の指示を行うことで、回答内容に対する審査を行う。</p> <p>④ 農林水産省においても、集計結果の審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努める。</p>
2 報告者の秘密保護	<p>農林水産省は、再委託先を含めた民間事業者に対して、以下の内容等を仕様書に明記するとともに同内容を記載した誓約書の提出を求める。</p> <p>① 民間事業者が本調査の業務を行う執務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備</p> <p>② 調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況についての報告</p> <p>③ 業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により、秘密保護の徹底を要求</p> <p>④ 再委託先の民間事業者にも、同レベルのセキュリティ対策等を要求</p>
3 信頼性の確保	国の統計調査であることを明確にするため、民間事業者に「農林水産省木材統計事務局」を設置するとともに、農林水産省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称及び連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることを明記する。
4 民間事業者の履行能力の確認	受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、評価項目に民間事業者における調査員調査業務の実施体制を確認する項目を設けるなど、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める実施計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する。

なお、本調査のうち月次調査については、従来、調査員による配布・取集を行っていないかったが、本申請では、これを導入することを計画している。

これについては、基礎調査（年次調査）と月次調査に係る業務を一体的に民間事業者へ委託するに当たり、これまで調査員を活用してきた基礎調査と同様、月次調査についても調査員による対応を可能とし、業務の円滑かつ的確な遂行に資するものであることから、適当である。

イ 調査結果の公表の期日の変更

公表の期日については、前記ア記載の民間委託後においても、基本的には維持することとされているが、本調査のうち基礎調査（年次調査）の結果の概要に係る公表の期日についてのみ、1か月の繰下げが計画されている（調査対象年の翌年の4月末日から同5月末日までに変更）。

これについては、民間事業者による本調査の回答内容の確認、審査・集計等の業務に必要な期間を確保するため、公表の期日を1か月繰り下げるものであるが、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において年次調査に係る第1報について遅くとも1年以内の公表が求められているところ、従来、調査票の提出期限から2か月後に公表していたものを3か月後に延期するにとどまるものであり、当該閣議決定の条件を引き続き満

たしていること、また、利活用についても、関係機関・部署に対して、特に支障は生じないことを確認していることから、適当である。

ウ 調査票情報の保存責任者の変更

本申請では、本調査の記入済み調査票の保存責任者について、地方農政局等の長から農林水産省大臣官房統計部長に変更する計画である。

これについては、前記アのとおり、本調査の調査系統における経由機関を地方農政局等から民間事業者に変更することに伴い、調査票情報等の保存責任者を農林水産省大臣官房統計部長に一元化するものであり、適当である。

2 前回答申における今後の課題への対応状況について

「諮問第104号の答申 木材統計調査の変更について」（平成29年7月27日付け統計委第9号。以下「平成29年答申」という。）においては、総合的な林業施策への利活用増進や、統計利用者の利便性の向上等に資する観点から、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報を提供できるよう、本調査のほか、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について検討することを指摘している^(注)。

これについて、農林水産省は、これまで、本調査及び木材流通統計調査（一般統計調査）の結果に基づき、我が国の木材需給、木材産業及び木材価格等の動向を総合的に編集した「木材需給報告書」を作成するほか、「森林・林業白書」により、我が国の森林資源・森林整備、林産物、木材産業等の状況、更には海外の森林情勢等を網羅する総合的な統計表を作成・提供する取組を行っている。また、今後は、ユーザーにとってより利便性の高い情報提供となるよう、木質バイオマスエネルギー利用動向調査及び特用林産物生産統計調査（いずれも一般統計調査）の結果についても、令和2年分の木材需給報告書（令和3年12月末発刊予定）から対応すべく検討中であるとしており、平成29年答申における「今後の課題」に沿った対応がなされていると判断できる。

（注）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）においても、平成29年答申を踏まえ、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、平成30年度から当該検討に着手することが掲げられている。